

令和 3 年 6 月 21 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(A) (一般)

研究期間：2016～2019

課題番号：16H01990

研究課題名(和文) 多様な権利内容に応じた実効的な国際的権利保護制度の構築

研究課題名(英文) Building an effective international enforcement and protection system for various claims and civil matters

研究代表者

酒井 一 (SAKAI, Hajime)

関西大学・法務研究科・教授

研究者番号：70248095

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 31,000,000円

研究成果の概要(和文)：社会生活がグローバル化するにしたがい私人の紛争も国際化し、権利の実現・保護に際しても国際的考慮が必要とされるようになった。訴訟や仲裁などで紛争の観念的な解決が図られたとしても、実効的な権利の実現制度がなければ権利は絵に描いた餅となる。強制執行制度は国家主権に基づき、主権による限界が存在する。国家の執行管轄権の再検討や国家間の協働を通じた国際的な実効性のある権利実現制度の構築が検討されなければならない。本研究では比較法的検討を踏まえ学説・実務及び条約の運用について検討を行った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

国際的な民事執行や保全の必要性については、紛争の国際化に伴って意識されており、近年ハーグ条約の問題などを契機に議論がされるようになった。しかし、立法条の不備は明らかであり、その原因は本格的研究に乏しく、「未開拓の地」と評すべき状況であった。

本研究は、限られた分野ではあるが、現在立法上も焦点の課題となっている仲裁手続における保全や国際的な子の返還に関するハーグ条約あるいは財産開示に関する問題について検討するものであり、国際民事執行・保全制度に関する先駆的研究というべきである。学説はもとより、実務及び立法に対して、まとまった資料を提供する初めての研究となる。

研究成果の概要(英文)：A scope of private- and trade- activity is not restricted domestic world, rather become global. The international disputes are increasing in sphere of trade and family cases. The confirmation and declaration of private rights by judgements or arbitration awards is nothing without the effective enforcement system. The effective international enforcement system is indispensable. But the enforcement system is based on the sovereignty. The enforcement jurisdiction has territorial limit. The possibility to build it is researched based on comparative law-study from both practical and academic viewpoint.

研究分野：民事訴訟法

キーワード：国際民事執行 国際民事保全

1. 研究開始当初の背景

社会の国際化が叫ばれるようになって久しく、取引や民事紛争の国際化も進んでいる。実体法のレベルにおいてはウィーン動産売買条約など着実な歩みがあるが、手続法分野においては、最近ようやく発効した国際裁判管轄に関するハーグ条約も当初の議論から大きく後退したといわざるを得ず、統一化の動きは遅かった。

訴訟手続に関しては国際裁判管轄に関する規定が整備され、民事保全法に国際裁判管轄に関する規定が設けられた。仲裁法では国際仲裁への配慮も行われている。ところが、国際民事執行・保全に関する限り、外国判決や仲裁判断の執行に関する規定がある程度で、法規定が整備されているとは到底言えない。たとえば、国際裁判管轄規定や仲裁法で配慮されている弱者の権利保護（消費者保護、労働者保護）が、執行手続の段階になって、実質上意味をなさなくなることが危惧される。また、消費者法分野で集団的権利保護に関する手続規定を整備しても、執行の段階で挫折するようなことがあってはならない。集団的な権利実現に関しても、ヨーロッパ等ですでに議論が進んでおり、参考とされるべきである。そして、仲裁手続との関係では、仲裁廷の命じる保全措置に関しては執行力を認めない見解もあり（近藤昌昭ほか『コンメンタール仲裁法』）国際仲裁の実効性を削ぐ結果ともなりかねない。

(1) 国際民事執行に関する議論状況

法治国家にとっての生命線というべき実効的な権利保護制度の確立は急務である。

国際的な強制執行機関はなく、権利を実現するためには、各国の強制執行手続を利用するほかなく、国家間での協力関係も十分とはいえなかった。涉外事件におけるいわゆる国際的民事執行制度への関心は高まっていたが、わが国での議論は低調なままであった。国際民事執行に関する本格的検討及び議論が待たれる状況であった。

国際的執行に関しては、若干の先駆的研究（債権執行につき藤井まなみ・法学政治学論究 20号、21号、野村秀敏・石川明古希等、主権免除との関係につき横溝大・国際私法年報 5号等）があったものの、議論は十分でなかった。たとえば、台湾企業に対する債権の差押えの必要な事案が実際に生じているが、台湾とは国交がなく困難な問題を生じているにもかかわらず、学説で取り上げられてもいない。

(2) 国際民事保全に関する議論状況

国際的な場面では、迅速かつ実効的な権利実現のための制度が国内事件にも増して求められ、実効的な権利保護のための保全制度は欠かせない。わが国の国際社会における地位を鑑みても焦眉の課題であった。

民事保全に関しては、比較法研究は少なくなかったが、比較対象は先進諸国が中心であり、日本の置かれた位置に鑑みても重要なアジア諸国への目配りに不足がある。国際的民事保全及び保全執行の研究は十分でなかった。

涉外事件で脚光を浴びた経済法や知財法分野では、権利の価値の経時的減少が著しく、保全システムの構築が急がれるはずであるが、民事保全に関する議論は見られなかった。知財事件に特化した2国間合意で対応することも考えられたが、わが国の現状からして見込みが薄かった。権利保全措置がないまま危険な投資が続けられることになり、問題は大きい。

(3) 条約等の対応

子の引渡請求権や扶養料請求権など家事事件においては、機を逸した執行が意味を持たなくなるなど特別な配慮が必要とされる。迅速な執行と保全の必要性が高い。「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」は、監護権を巡る紛争についての、国際的権利実現に向けた試みであり、監護権紛争が決着するまでの暫定的措置として保全に代替し得る制度と評価できる反面、その必要は国際保全・執行制度の不備を露呈するものといえる。「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」はあったものの、その実効性に関しては実務での運用を待たなければならない状況であった。また、運用以前に発令手続及び執行の構造など理論的に解明されるべき問題も少なくない。

2. 研究の目的

国際化・複雑化し続ける現代社会における実効的な権利実現制度の確立は、安定した社会の発展・持続的経済成長にとって不可欠の要素であり、実効的な民事執行・保全制度の確立は急務である。涉外事件においては、純粹国内事件にはない様々な課題が考えられ、迅速かつ適切な民事執行・保全制度の検討が必要である。

国際的な民事執行について、国際民事手続の先進国であるヨーロッパを中心に諸外国における実務上の問題や学説の理論状況を調査し、わが国の現状と課題を分析し、わが国の国際的権利実現を図る実効的な制度枠組みを模索することを目的とする。

3. 研究の方法

(1) 定期的研究会の開催

年4回研究会を開催し、研究報告と裁判例の研究を行った。研究報告では外国における調査結

果や各自の研究成果の共有を図り、裁判例研究においては、下級審を含め広く国際民事手続法に
関連する事件について情報共有を図り、議論を重ねた。

(2) 外国研究者共同研究

平成 28 年度には、台湾の東呉大学において、台湾の実務家及び研究者との共同研究会を開催
した。わが国における外国判決・仲裁判断の執行制度等わが国の法状況を紹介するとともに、台
湾でのわが国の判決・和解調書の承認・執行に関する議論や台湾における執行・保全制度の実務
上に関する報告を聞き、質疑を行った。

平成 28 年度王欽彦准教授（静宜大学、台湾）、平成 29 年度 Peter Gottwaid 教授（レーゲンス
ブルグ大学、ドイツ）、Michael Coester 教授（ミュンヘン大学、ドイツ）、Dagmar Coester-Waltjen
教授（ゲッチンゲン大学、ドイツ）、張銘晃判事（台湾知的財産裁判所）、平成 30 年度 Gilles
Cuniberti 教授（ルクセンブルグ大学、ルクセンブルグ）を招へいし、研究課題に関連する共同
研究会を開催した。

(3) 外国法・制度調査

平成 28 年度には、ハム家庭裁判所（ドイツ）を訪問し、Klünemann 判事にインタビューし、
国際的子の奪取に関するハーグ条約の実施状況について調査した。また、Gottwaid 教授、Coester
教授及び Coester-Waltjen 教授へのインタビューを行い、渉外事件に関わる銀行預金の差押え
及び子の返還執行に関する理論的・実務的問題について調査を実施した。

平成 29 年度には、Markus 教授（バーゼル大学、スイス）、Cuniberti 教授、Sturner 教授（Dr.
Thomas Weibel 弁護士及び Dr. Clarisse von Wunschheim 弁護士（ローザンヌ、スイス）を訪
問・面談し、ヨーロッパ各国における民事執行や保全制度について聞き取り調査を実施した。

平成 30 年度には、Martin R. Scott QC 弁護士・仲裁人、Richard Garnett 教授からオーストラ
リアにおける国際民事執行制度について、Benett 判事（オーストラリア、ハーグネットワーク
裁判官）からハーグ条約の実施状況について聴取した。

4. 研究成果

(1) 研究対象

実体的権利の実現を目的とする民事執行制度は国ごとに様々である。取引が国際化しても、実
体的権利について国際的に統一の規律があるわけではない。執行の基礎をなす判決、仲裁判断、
（調停・和解等）調書などを形成する手続もまた国ごとに異なる。

国際的民事執行の問題を検討するにあたっては、対象となる実体権の内容的多様性に準拠法
の問題が重なり、執行手続（執行機関や手続など）や審理手続の多様性の視点からの分析が必要
となる。また、権利の実現を確保するための民事保全においては、本執行との連続性や保全執行
の特質を踏まえた検討が必要となる。さらに、権利の実現といっても、財産事件と家事事件とで
は権利の内容だけでなく、考慮すべき要素も異なってくる。これらすべての問題を数年で網羅し、
研究することは不可能であった。

本研究では、わが国における国際民事執行に関する本格的議論が十分でなかったとの認識の
もと、国際取引において重要な地位にある金銭債権の執行に焦点を当て、とくに執行対象として
重要な金融資産のうち、手続的にも共通性が高い銀行預金の差押え、迅速かつ実効的執行を確保
するための保全執行手続、及び、家事事件における喫緊の課題であった国際的子の返還を研究対
象の中心とした。

(2) 国際民事執行～銀行預金の差押え

強制執行行為（たとえば差押）の効力につき属地性を認めるのがドイツでは通説であり、日本
でも支配的であるが、近時この理解から乖離する立場も現われている。従来立場では、執行行
為の承認は考えられない。ただし、EU 銀行口座差押規則が適用となる範囲では、差押決定は、
他の EU 構成国内でもただちに効力を生じるとされている。

銀行預金の差押についての国際執行管轄は、第三債務者である銀行の所在地を基準とする見
解がドイツで通説であるところ、ネットバンクに関してもいずれかの国に所在地が認められる
のであり、不都合はないと考えられている。

ドイツでは、差押財産の開示については、在外財産も開示対象とされる。オーストラリアでは、
債権者は債務者の財産登録状況について調査することが可能であるが、銀行口座に関する情報
は開示されず、裁判所の開示命令による。

(3) 保全執行

銀行口座の保全については、EU 保全命令があり、保全命令が申し立てられた裁判所の加盟国
及び債権者が住所を有する加盟国に保有される口座に適用される。外国に所在する銀行口座に
対する保全命令の可能性については、解釈によるが、政治的な問題が残されている。ドイツ法に
おいては、財産開示手続が先行することを要件としているが、EU 口座保全規則を用いて債務者
のドイツ国内の口座の保全をすることができるとすれば、ドイツの内国債権者よりも有利な地
位に立つ可能性がある。

知財事件では、権利侵害国で保全措置を求めなければならないが、ヨーロッパ統一特許に関し
ては、統一特許裁判所で統一的に権利追求が可能である。

ルクセンブルグでは、民事執行手続法典 R121-2（保全措置の執行地）及び R511-2（債務者の

住所地)に国際裁判管轄の規定がある。ルクセンブルグ法はフランス法の影響下にあるが、外国に所在する債務者財産を対象とする保全が原則的に認められない点においても同様である。

スイスでは、国際私法 10 条に保全措置に関する国際裁判管轄の規定があり、本案管轄地国と保全措置の執行国に管轄が認められている。仲裁手続のための保全措置については、国際私法 183, 185 条に規定が置かれている。

オーストラリアでは、外国裁判所の保全命令を執行することはないが、外国本案手続のためのフリージングオーダーを発することが可能である(連邦及び各州最高裁判所規則)。また、仲裁廷が発した外国の保全措置は、1974 年国際仲裁法セクション 8 及びモデル法 17 条 J に基づいて執行可能である。

(3) 国際的子の返還・引渡執行

国際的子の返還に関しては、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)があり、この執行手続に関する問題が中心となる。

ハーグ条約上、常居所地国へ返還するか否かの問題であるが、子の最善の利益保護の観点から、条件を付して返還する可能性も考えられるが、実務では行われていないようである。裁判官ネットワークは役に立たないであろうが、アメリカでは裁判官同士が直接連絡を取って調整しているようである。常居所地の認定に関しては、6 か月ルールに従っていたが、見直されつつある。執行に関しては、独立の機関であるが、ハーグ事案に関しては裁判官の執行官に対する権限がより広いものとされる。

オーストラリアでは、リーガルエイドや関連諸機関との連携のためガイドラインが作成されている。その際、子のための代理人などに適切な役割を認めることが重要とされる。手続開始前からの専門家の調査やファミリーコンサルタントによる子の状況調査が行われ、子には手続について教示し、時として親が自己中心的になりがちであり子が孤立しないよう配慮する。ハーグ条約では、子を返還するか否かという選択になるが、子の返還後のこともできるだけ考慮する。メディエーションも活用されているようである。

監護権について実体法上も活発に議論されるようになり、その執行に関しても将来に残された課題も少なくないが、子の返還に関する執行に関する研究が活用されることになろう。

(4) 国際民事執行一般

公正で効果的な手続を求める権利は、世界的に承認された基本的権利であり、判断過程及び執行手続における公正を包含し、効果的な執行メカニズムが必要とされる。2004 年に ALI 及び Unidroit が採択した Principles of Transnational Civil Procedure を参考として、国境を越えた Principles (common minimum standard) を設定することが望ましいとする見解がみられた。

オーストラリアでは民事執行が利用されることは実務上稀なようである。訴訟の段階で権利実現を視野に入れた審理が行われ、裁判所侮辱の制裁を背景とする訴訟と執行の連続性によって権利の実現が担保されていることが原因であると推測される。もっとも、この点に関しては調査・検証を要し、暫定的な推論の域を出ない。

(4) 成果の公表

定期的研究会における国際事件に関する裁判例研究については、JCA ジャーナル誌に国際民事執行・保全法裁判例研究として適宜公表している。

また、台湾での共同研究会の成果及び外国研究者の招へい講演については、適宜、翻訳等を公表している。

本研究の全体をまとめた成果として、酒井一編『国際的権利保護制度の構築 多様な権利と国際民事執行・保全法』(信山社、2021)を公刊した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計46件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 酒井一	4. 巻 280
2. 論文標題 (翻訳) ケスター・バルチェン「ドイツにおける子の引渡執行と子の最善の利益」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 305-316
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 渡辺惺之	4. 巻 280
2. 論文標題 (翻訳) ミハエル・ケスター「ハーグ子奪取条約に関するヨーロッパにおける最近の問題 常居所」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 293 - 304
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 68-4
2. 論文標題 代替的作為義務の域外的執行	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 神戸法学雑誌	6. 最初と最後の頁 127-143
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -
1. 著者名 渡辺惺之	4. 巻 57
2. 論文標題 日本企業の代表者が米国情報サービス会社のウェブサイト上の報道記事をプライバシーの侵害として提起した損害賠償及び記事の削除請求の国際裁判管轄と準拠法	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 148-151
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺惺之	4. 巻 772
2. 論文標題 ハーグ子奪取条約実施法による子の返還決定が執行不能に帰した後に申立てられた人身保護法による子の解放請求	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 13 - 20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺惺之	4. 巻 68 - 3
2. 論文標題 ハーグ子奪取条約及び同実施法における常居所とその判断	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 223 - 251
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 42
2. 論文標題 否認訴訟の国際裁判管轄 - - 改正ヨーロッパ倒産規則における管轄集中の原則をめぐる議論 - -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 慶應法学	6. 最初と最後の頁 289 - 317
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大濱しのぶ	4. 巻 65
2. 論文標題 子の引渡しの実現	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 118 - 149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大濱しのぶ	4. 巻 154 - 6
2. 論文標題 確定した子の返還を命ずる終局決定が変更された事例	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 1265 - 1274
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本間靖規	4. 巻 730
2. 論文標題 フランス民法上の急速審理命令によって不分割共同財産の管理人として指名された相続人が他の相続人を代表して提起した損害賠償請求訴訟における原告適格	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 32 - 37
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 的場朝子	4. 巻 733
2. 論文標題 EU証拠収集規則の解釈として同規則の定める方法によらない域外鑑定調査も認められ得るとのEU司法裁判所の判断が示された事例	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 3 - 13
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 我妻学	4. 巻 736
2. 論文標題 仲裁人の開示義務違反と仲裁判断の取消し	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 22 - 29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大濱しのぶ	4. 巻 739
2. 論文標題 ハーグ条約実施法に基づく子の変換を命ずる決定の不遵守と人身保護請求	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 43-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井一	4. 巻 64
2. 論文標題 イリノイ州裁判所の養育費支払を命じた裁判に対して執行判決が付与された事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 30 - 33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺惺之	4. 巻 64
2. 論文標題 国際的特許侵害事件に関する共同不法行為の国際裁判管轄の審理と関連共同性	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 13-19
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 65
2. 論文標題 海外での営業秘密開示行為が疑われる事例につき日本の不正競争防止法を適用した事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 38-43
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 153
2. 論文標題 米国法人がウェブサイトに掲載した記事による名誉等の毀損を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、民訴法3条の9にいう「特別の事情」があるとされた事例	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 541-554
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎 (王琦訳)	4. 巻 2016年
2. 論文標題 基于独占禁止法的請求与国際仲裁	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 商法研究	6. 最初と最後の頁 357-365
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 64
2. 論文標題 競売開始決定に対する執行異議と船舶先取特権の準拠法	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 JCAジャーナル
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 31
2. 論文標題 〔翻訳〕ペーター・ゴットヴァルト『国際商事仲裁』	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 神戸法学年報	6. 最初と最後の頁 79-95
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 中野俊一郎	4. 巻 22
2. 論文標題 書評「谷口安平＝鈴木五十三編著『国際商事仲裁の法と実務』」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 論究ジュリスト	6. 最初と最後の頁 112-113
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 64
2. 論文標題 国際手続法学会ウィーン大会に参加して	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 民事訴訟雑誌	6. 最初と最後の頁 193 - 197
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 26
2. 論文標題 国際投資仲裁判断の執行－国商事仲裁との比較	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日本国際経済法学会年報	6. 最初と最後の頁 52－73
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井一	4. 巻 274
2. 論文標題 国際民事執行・保全法研究会（東呉大学大会）報告（1）本研究の背景と意義	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 293 - 294
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 En-Wei Lin	4. 巻 274
2. 論文標題 台湾涉外民事保全手続（仮差押）における若干問題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 295 - 302
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 蔡華凱	4. 巻 274
2. 論文標題 台湾における涉外仮差押—最高法院103年度台抗字1020号決定を中心に	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 303 - 324
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 潘怡君	4. 巻 274
2. 論文標題 台湾における強制執行に関する実務上の課題	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 325 - 330
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堤龍弥	4. 巻 274
2. 論文標題 差止請求権の執行方法と問題点	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 331 - 342
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井一	4. 巻 275
2. 論文標題 国際民事執行・保全法研究会（東呉大学大会）報告（2）執行と国際裁判管轄	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 437 - 438
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 王欽彦	4. 巻 275
2. 論文標題 ドイツの二重機能説と台湾の国際裁判管轄について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 439-458
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 本間靖規	4. 巻 275
2. 論文標題 王欽彦報告のコメント	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 459-462
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺惺之	4. 巻 275
2. 論文標題 国際裁判管轄、裁判権、jurisdictionに関する一考察	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 463-483
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 酒井一	4. 巻 276
2. 論文標題 国際民事執行・保全法研究会（東呉大学大会）報告（3・完）日・台シンポジウムの意義	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 383 - 384
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 何佳芳	4. 巻 276
2. 論文標題 台湾における日本裁判の承認	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 385 - 400
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 長田真里	4. 巻 276
2. 論文標題 外国裁判所による保護命令の承認・執行の国際的取り組みについて - ハーグ国際私法会議によるプロジェクトおよびE Uでの取り組みを参考に	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 401 - 410
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 276
2. 論文標題 日本における外国判決及び外国仲裁判断の承認・執行	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 名古屋大学法政論集	6. 最初と最後の頁 411 - 430
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 90
2. 論文標題 外国判決承認要件としての相互保証(1)－その現代的意義－	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学研究(慶応大学)	6. 最初と最後の頁 1 - 36
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 90
2. 論文標題 外国判決承認要件としての相互保証(2)－その現代的意義－	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学研究(慶応大学)	6. 最初と最後の頁 25 - 102
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 芳賀雅顯	4. 巻 706
2. 論文標題 仲裁人に関する利益相反事由の開示義務違反と仲裁判断の取り消し	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 55-61
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高杉直	4. 巻 709
2. 論文標題 「相互の保証」を核として中国判決の執行判決を求める訴えを棄却した事例	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 3-9
掲載論文のDOI(デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 的場朝子	4. 巻 712
2. 論文標題 フランス所在不動産の贈与が詐害行為にあたるとして贈与の取消しと所有権移転登記の抹消登記手続請求が認容された事例	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 20-27
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 村上正子	4. 巻 715
2. 論文標題 「米国法人がウェブサイトに掲載した記事による名誉等の毀損を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求訴訟について、民訴法3条の9にいう「特別の事情」があるとされた事例」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 JCAジャーナル	6. 最初と最後の頁 11-17
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 ヴォルフガング・ハウ (芳賀雅顯・訳)	4. 巻 90
2. 論文標題 「ヨーロッパ倒産法の改正について」	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 法学研究 (慶應義塾大学)	6. 最初と最後の頁 33-58
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺惺之・長田真里	4. 巻 11
2. 論文標題 「ハーグ子奪取条約の実施に伴う国際家事メディエーションの現状と課題」	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 仲裁とADR	6. 最初と最後の頁 12-22
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺惺之	4. 巻 53
2. 論文標題 「渉外的不貞行為及び名誉毀損メール送付による慰謝料請求の国際裁判管轄と準拠法」	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 私法判例リマックス	6. 最初と最後の頁 146-149
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 渡辺惺之	4. 巻 747
2. 論文標題 「ハワイ州の銀行に亡夫が開設していた共同名義預金(joint account)の被相続性」	5. 発行年 2016年
3. 雑誌名 戸籍時報	6. 最初と最後の頁 35-42
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 大濱しのぶ
2. 発表標題 子の引渡の実現
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 青木哲
2. 発表標題 第三者から債務者財産に関する情報を取得する制度
3. 学会等名 日本民事訴訟法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 長谷部由起子
2. 発表標題 家事調停における子どもの手続関与一子の意見聴取のあり方を中心として
3. 学会等名 仲裁ADR法学会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 高杉直
2. 発表標題 「京都国際調停センター」と調停人の育成
3. 学会等名 仲裁ADR法学会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計7件

1. 著者名 渡辺惺之	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 372
3. 書名 二宮周平編著『離婚事件の合意解決と家事調停の機能』	

1. 著者名 大濱しのぶ	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法曹会	5. 総ページ数 225
3. 書名 法務省大臣官房司法法制部『フランス民事執行法典』法務資料466号	

1. 著者名 青木哲	4. 発行年 2018年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 1434
3. 書名 民事訴訟法の理論（高橋宏志先生古稀祝賀論文集）	

1. 著者名 高杉直	4. 発行年 2017年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 516
3. 書名 三谷忠之先生古稀祝賀『市民生活と現代法理論』	

1. 著者名 長谷部由起子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 382
3. 書名 民事執行・保全法[第5版]	

1. 著者名 本間靖規	4. 発行年 2016年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 30
3. 書名 徳田和幸 = 梶村太市編『家事事件手続法（第3版）』	

1. 著者名 渡辺惺之	4. 発行年 2016年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 73
3. 書名 二宮周平 = 渡辺惺之共著編『子どもと離婚』	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	村上 正子 (MURAKAMI Masako) (10312787)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
研究分担者	長田 真里 (NAGATA Mari) (10314436)	大阪大学・法学研究科・教授 (14401)	
研究分担者	中野 俊一郎 (NAKANO Shuinichiro) (30180326)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	我妻 学 (WAGATSUMA Manabu) (30211668)	首都大学東京・法学政治学研究科・教授 (22604)	
研究分担者	芳賀 雅顯 (HAGA Masaaki) (30287875)	慶應義塾大学・法務研究科(三田)・教授 (32612)	

6. 研究組織 (つづき)

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	堤 龍弥 (TSUTSUMI Tatsuya) (40131528)	関西学院大学・司法研究科・教授 (34504)	
研究分担者	長谷部 由起子 (HASEBE Yukiko) (40159637)	学習院大学・法務研究科・教授 (32606)	
研究分担者	渡部 美由紀 (WATANABE Miyuki) (40271853)	名古屋大学・法学研究科・教授 (13901)	
研究分担者	青木 哲 (AOKI Satoshi) (40313051)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	本間 靖規 (HONMA Yasunori) (50133690)	早稲田大学・法学学術院・教授 (32689)	
研究分担者	大濱 しのぶ (OHAMA Shinobu) (90194266)	慶應義塾大学・法学部(三田)・教授 (32612)	
研究分担者	安永 祐司 (YASUNAGA Yuji) (10807944)	京都大学・法学研究科・講師 (14301)	
研究分担者	的場 朝子 (MATOBA Asako) (20403214)	京都女子大学・法学部・准教授 (34305)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------